

企業等による緑化貢献活動支援事業要綱

(目的)

第1条 企業の社会的責任(CSR)や持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みとして、「緑の募金」の趣旨に賛同し、社会貢献や従業員の意識啓発に繋がる活動等を求める企業等(以下「企業等」という。)に対して、「緑の募金」により支援を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象企業等)

第2条 事業実施年度を含め2年度以内に100万円以上の「緑の募金」を実施した企業等。

(対象事業)

第3条 対象は、企業等が東京都内で行う次の各号の事業とする。

- (1) 森林整備活動及びそれに付随する事業
- (2) 緑化推進活動及びそれに付随する事業
- (3) 緑の募金活動及びそれに付随する事業
- (4) 森林や緑地(農地であるものを含む。)の重要性に関する普及啓発活動、従業員等の意識啓発活動及びそれに付随する事業
- (5) その他、「緑の募金」の趣旨に照らし適正であると認められる事業

(事業の企画、提案及び決定)

第4条 東京緑化推進委員会は、企業等による緑化貢献活動を推進し、その活動企業を募集する。

- 2 東京緑化推進委員会は、当該事業の実施を希望する企業等より、実施しようとする内容を聴取し、企業等と協議のうえ事業計画案を策定する。
- 3 東京緑化推進委員会は、前項の事業の決定を行ったときは、その内容及び事業実施に当たっての条件を企業等へ通知するものとする。

(事業の実施)

第5条 東京緑化推進委員会が主体となり実施する。

- 2 事業費の限度額は、次のとおりとし、金額については当該企業等と協議のうえ定めるものとする。
 - (1) 第3条第1号及び第2号の事業：当該企業等による募金額の40%
 - (2) 第3条第3号から第5号までの事業：当該企業等による募金額の20%
- 3 企業等の従業員の人件費は、事業の対象外とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、東京緑化推進委員会委員長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。